

兵庫県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令

昭和40年11月20日
本部訓令第27号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県警察における懲戒の取扱いについて地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和38年兵庫県条例第31号）及び職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する警察職員をいう。
- (2) 規律違反 法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合をいう。
- (3) 懲戒手續 職員に対して懲戒処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手續をいう。
- (4) 懲戒処分 規律違反をした職員に対する戒告、減給、停職又は免職をいう。

第2章 申立て及び責務

(規律違反の申立て)

第3条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、本部長に申立てをすることができる。

(職員の責務)

第4条 職員に規律違反があると認める者は、速やかにその旨を所属長又は警務部監察官（以下「監察官」という。）に報告をするよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第5条 監督者（兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）第37条に規定する監督者から所属長を除いた者をいう。）は、部下職員に規律違反があると認めるときは、直ちにその旨を所属長又は監察官に報告をしなければならない。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認めるときは、直ちにその旨を監察官に報告をしなければならない。

(事実の調査)

第7条 監察官は、第4条、第5条又は第6条に規定する報告を受けたとき、その他職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実の調査を行うものとする。この場合において、懲戒手續に付する必要があると認めるときは、申立書（様式第1号）により、本部長に申立てをしなければならない。

2 職員は、前項前段に規定する調査に協力しなければならない。

(申立てに必要な資料)

第8条 前条に規定する申立ては、身上調査書（様式第2号）及び次の各号に掲げる資料を添えて行わなければならない。

- (1) 本人から事情を聴取して作成した書面又はてん末書等。ただし、本人が作成を拒否し、又は所在不明等やむを得ない事由により、作成が困難な場合は事実調査書

(2) 関係者から事情を聴取して作成した書面又はてん末書等。ただし、関係者が作成を拒否し、又は所在不明等やむを得ない事由により、作成が困難な場合は事実調査書

(3) 申告に係るものについては当該資料

(4) 前3号に掲げるもののほか必要な証拠資料

(給貸与品等の措置)

第9条 本部長は、第7条に規定する事実の調査が行われた場合において、必要があると認めるときは、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和41年兵庫県公安委員会規則第7号）第5号の2の規定により、所属長に調査の対象となる職員（以下「調査対象者」という。）の支給品又は貸与品を保管させ、又は調査対象者の勤務について所要の措置をとることができる。

第3章 委員会

(設置)

第10条 警察本部（以下「本部」という。）に、兵庫県警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第11条 委員会は、本部長の要求により、職員の規律違反の有無並びに懲戒処分の種別及び程度を審査し、その結果を本部長に答申するものとする。

(組織)

第12条 委員会は、それぞれ次に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長 警務部長又は本部長の指名する者

(2) 委員 本部の各部長、神戸市警察部長、警務部警務課長及び委員長の指名する者

(委員長の職務等)

第13条 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。

2 委員長に故障があるときは、本部長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集、開会及び議決)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員を合わせ、その過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員長を含む出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、警務部監察官室において行う。

(除斥及び回避)

第16条 委員長及び委員は、自己又はその親族に係る事案の審査に参加することができない。

2 委員長及び委員は、審査に付される事案について、自ら審査に当たることが適当ではないと認めるときは、委員会に対して、その理由をあげて回避の申出をすることができる。

第4章 審査

(審査の要求等)

第17条 本部長は、懲戒の申立てを受けた場合は、必要な調査を行い、委員会において審査を行わせる必要があると認めるときは、審査要求書（様式第3号）に資料を添えて、当該委員会に審査の要求をするものとする。

2 委員長は、委員会に対する前項の要求を受けたときは、所属長を通じて、その旨を審査通知書（様式第4号）により、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）に通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合はこの限りではない。

3 前項の通知を受けた被申立者は、第18条第1項ただし書に規定する口頭審査を要求する

かどうかを、所属長を通じて、回答書（様式第5号）により、直ちに委員長に回答しなければならない。

4 前項の場合において、被申立者が回答しないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

（委員会の審査）

第18条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員会が必要があると認めるとき、又は被申立者から要求があった場合において、委員会が被申立者を出席させて審査を行うことが適当であると認めるときは、口頭審査によることができる。

2 委員会の審査は、公開しないものとする。

（持回り審査）

第19条 委員長は、前条第1項の書面審査による場合において、委員会を開催する必要がないと認めるときは、持回り審査により決定することができる。

2 持回りによる審査要件については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「出席がなければ会議を開き」とあるのは「審査を経なければ」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「審査を経た委員」と読み替えるものとする。

（口頭審査）

第20条 委員長は、第18条第1項ただし書の規定により、口頭審査を行うときは、所属長を通じて、審査の期日及び場所を口頭審査通知書（様式第6号）により、速やかに被申立者に通知しなければならない。

2 前項の規定による口頭審査は、被申立者を出席させた上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないときはこの限りでない。

3 委員長は、口頭審査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事案について調査を行った職員及び証人に出席を求め、又は証拠資料の提出を要求することができる。

4 被申立者は、口頭審査において、証人として職員の呼出しを要求し、又は証拠資料を提出しようとするときは、口頭審査通知書を受領した日の翌日から起算して3日以内に、所属長を通じて、書面により、委員長に申出をしなければならない。

5 委員会は、被申立者又は証人等を個別に又は同席させて審査を行うものとする。

（答申）

第21条 委員長は、委員会において審査した結果を、答申書（様式第7号）により、本部長に答申しなければならない。

第5章 処分等

（処分書等の交付）

第22条 本部長は、懲戒処分を決定したときは、処分書（様式第8号）及び規則第3条に規定する処分説明書（以下「処分書等」という。）を所属長を通じて、当該職員に交付して処分を行うものとする。

2 前項の処分書等の交付に際し、当該職員の所在を知ることができないときは、その内容を兵庫県公報に登載して公示し、交付に替えることができる。この場合においては、公示した日の翌日から起算して2週間を経過したときに、処分書等の交付があったものとみなす。

3 所属長は、第1項の処分書等の交付に際しては、受領書（様式第9号）を徴するものとする。

第6章 訓戒及び注意

（訓戒）

第23条 本部長、警務部長及び所属長（以下「訓戒権者」という。）は、第7条に規定する

事実の調査の結果、懲戒処分に至らない規律違反であり、職員をけん責し、強く将来を戒める必要があると認めるときは、訓戒を行うことができる。

2 前項の訓戒は、訓戒書（様式第10号）を交付して行うものとする。

（注意）

第24条 訓戒権者は、第7条に規定する事実の調査の結果、懲戒処分に至らない規律違反であり、職員を注意し、強く反省を求める必要があると認めるときは、注意を行うことができる。

2 前項の注意は、口頭により行うものとする。

3 所属長は、所属職員に対する注意があったときは、注意記録簿（様式第11号）にその要旨を記録するものとする。

附 則

1 この規程は、昭和41年1月1日から施行する。

2 兵庫県警察職員懲戒取扱規程（昭和29年兵庫県警察本部訓令第15号）は、廃止する。

附 則 （昭和41年3月31日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則 （昭和42年3月31日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 （昭和44年3月31日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 （昭和45年2月9日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和45年2月10日から施行する。

附 則 （昭和49年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 （昭和59年10月20日本部訓令第19号）

この訓令は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則 （平成5年6月10日本部訓令第12号）

この訓令は、平成5年6月10日から施行する。

附 則 （平成8年10月1日本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 （平成11年6月14日本部訓令第15号）

この訓令は、平成11年7月10日から施行する。

附 則 （平成28年3月23日本部訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年2月6日本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年2月7日から施行する。